

令和5年度第2回行田市子ども未来審議会

新制度移行幼稚園について (学校法人むさしの学園：やなぎ幼稚園)

健康福祉部子ども未来課

令和6年3月13日（水）

確認と利用定員設定の手続き

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等(市条例)で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では法令、条例及び「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
- ・設備や職員配置などの運営について ←法令(幼稚園設置基準)及び市条例と合致しているかは確認済み。
 - ・利用定員 ←市の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員か？
- (3) 市は、特定教育・保育施設の確認に当たり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないと定められているため、本審議会で見解をお聴きます。
- (4) 市は、子ども未来審議会の意見聴取結果を踏まえ、利用定員を定め、県に利用定員設定等の届出を行います。

【参考】 行田市子ども未来審議会との関係

《子ども・子育て支援法》

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、教育・保育支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市長村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」をいう。）から当該確認に係る教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合あってはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 （略）

《行田市未来審議会条例》

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、教育・保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

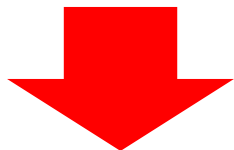
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市による確認を受けなければ給付の対象なりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市の子ども未来審議会による意見を聴いた上で、市が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の運営の基準（要件）は、市が条例で定めます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、市の子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

【審議事項】 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

次の施設について、特定教育・保育施設の利用定員を定めるのにあたって、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会の意見を聴取するものです。

なお、利用定員については、第2期行田市子ども・子育て支援事業計画の確保方策を踏まえつつ、施設における近年の需要(利用児童数)に基づき定めたものです。

(1) 特定教育・保育の利用定員を定める施設

施設種別	幼稚園				
名称	やなぎ幼稚園				
設置者	学校法人むさしの学園				
所在地	行田市渡柳563番地3				
利用定員 について	区分	3歳	4歳	5歳	合計
	1号認定(案)	100人	70人	70人	240人
	在園児数(令和5年4月)	72人	84人	84人	240人
	これまでの利用定員	80人	100人	100人	280人
認可定員(参考)	290人				

※ 2号、3号認定は無し

(2) 確認年月日 令和6年4月1日

行田市子ども・子育て支援事業計画との整合性

第二期行田市子ども・子育て支援事業計画(1号・2号認定) (令和2年～令和6年度)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	3歳以上 教育希望	634	593	560	554	541
2号	3歳以上 教育希望が強い	246	231	218	216	210
見込数		880	824	778	770	751
確保数		1,823	1,823	1,823	1,823	1,823
過不足数		943	999	1,045	1,035	1,072

【参考】やなぎ幼稚園 位置図

